

伊賀市指定有形文化財 旧上野市庁舎

改修に係る保護方針

旧上野市庁舎の改修は、『旧上野市庁舎保存活用計画(第1版)』に則り、文化財の価値を減ずることがないように留意した方法で実施すること。また、伊賀市文化財保護条例その他関係法令に準拠するとともに、文化財としての価値の維持と利活用に伴う改修内容の調和を図ること。

なお、近年、坂倉準三、前川國男らによる近代モダニズム建築は国の重要文化財の指定を受けており、旧上野市庁舎についても将来的に市指定文化財以上の上位指定を受ける可能性がある。旧上野市庁舎の改修設計は、そのことを踏まえて取り組んでいただきたい。

《1》『旧上野市庁舎保存活用計画(第1版)』

【計画の基本方針】(P19)

- ・当初部分で、建物の本質的価値を如実に示している部分と材料については、可能な限り保存する。ただし、リビングヘリテージとして活用する部分は、本計画に則り改修することとする。
- ・文化財としての建物全体を維持するため必要な措置については、文化財の価値の維持を基本としながら、適切に講じることとする。
- ・文化財として活用することによりその価値の理解を深められるよう、積極的に活用を計画する。

【保存管理の基本方針】(P27)

今後も高度経済成長期を代表する建物として後世に伝えるとともに、市の中心部に位置し、賑わいを創出する施設として利用できるよう維持管理するため、以下のような保存管理の方針を設定する。

「旧上野市庁舎の本質的価値を守りながら活用し、後世へ継承する」

【部分の設定の基本方針】(P37～)

保存・保全すべき部分は、

- ・旧上野市庁舎の特徴を表している空間（市民・議会・行政を象徴するもの）
- ・建物の躯体 柱・梁・壁
- ・外観

その他部分は、

- ・庁舎機能を維持するバックヤード的な部分
- ・改変されている部分

《2》旧上野市庁舎の活用に係る改修の方針

【耐震措置にかかる改修】

- ・保存・保全部分 ⇒ 建物の価値を減じることなく、活用と調和^{※1}した耐震措置^{※2}であれば、現状変更により認める。
- ・その他部分 ⇒ 建物の価値の維持に努めた耐震措置であれば、保存部位であっても現状変更により認める。

(※1 調和の是非については、質疑のなかで確認することとする。)

(※2 耐震措置に係る改修方法等については、平成25年に国土交通省官庁営繕部から出された『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準』及び、平成25年10月に文化庁文化財部参事官から出された『重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引』を参照し、文化財建造物の耐震補強の原則に則り適切な方法を選択する。)

【建物の積極的活用にかかる改修】

- ・保存部分 文化財としての本質的価値を有する部分であるので、現状変更は認めない。ここに属する保存部位及び保全部位は、活用する上で止むを得ない場合で、調和した措置であれば、必要に応じて現状変更を認める。
- ・保全部分 外見上同じ仕上げとするか、全体に調和のとれたものであれば、現状変更により許可する。ここに属する保存部位及び保全部位は、活用する上で止むを得ない場合で、調和した措置であれば、必要に応じて現状変更を認める。
- ・その他部分 文化財として本質的価値を有する部分でないので、活用・安全性向上のため改変を認める。
躯体などの保存部位は、保存部分に面する箇所を除き、積極的な活用を図り調和したものであれば、現状変更により許可する。
- ・バリアフリー(ELV等)への対応
 - ・可能な限り保存部分は避ける。
 - ・止むを得ず保存部分に設置する場合は、保存部位の改変は出来るだけ少なくなるようにすること。
 - ・現状復旧できるよう、可逆性に配慮すること。
 - ・建物の空間や意匠ができるだけ阻害されないようにすること。

【その他】

・事業主は、旧上野市庁舎の改修に係り設計段階で旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会との協議を行うこと。なお、伊賀市文化財保護条例第17条に基づく現状変更の許可については、協議の結果を踏まえ伊賀市教育委員会が決定する。